

経済安全保障ワーキンググループ（第1回）

議事録

1. 日時

令和6年2月14日（水）10：00～11：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、田島正広（弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー）、手塚悟（慶應義塾大学 環境情報学部 教授）、根本直子（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）、山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）

オブザーバ：

内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、五十嵐電気通信技術システム課長、金坂電気通信技術システム課企画官、山路国際戦略局参事官、堀川投資審査室長、岡崎多国間経済室長、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐

【事務局（小杉）】 定刻を少し過ぎましたが、本日は皆様、御参加いただき、ありがとうございます。ただいまから、経済安全保障ワーキンググループ第1回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局事業政策課の小杉でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴となります。このため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料1-1から資料1-3及び参考資料1-1から参考資料1-3までとなっております。

本ワーキンググループについては、主査として東京大学大学院法学政治学研究科の山本教授が、主査代理として慶應義塾大学大学院法務研究科の渡井教授が、それぞれ通信政策特別委員会の主査より指名を受けております。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたいと存じます。山本主査、よろしくお願いいたします。

【山本主査】 おはようございます。このたび本ワーキンググループの主査を務めることとなりました山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、まだ2年経っていないのではないかと思います。情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会という会議に参加し、そこでも取りまとめに当たりました。そのときにも、外為法とNTT法との関係について検討し、また、ヒアリングも行いました。そのときには、当時の安全保障の観点から、現在の規制を維持するのが適切であるという結論を出したところですが、その後、安全保障に関する情勢がどのように変化しているか、あるいは、事業者の方におけるニーズがどのように変化しているかといった辺りを中心に、さらに検討を深めることができればと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本ワーキンググループの開催に当たりまして、総務省の竹内総務審議官より御挨拶をいただきます。

竹内総務審議官、よろしくお願いいたします。

【竹内総務審議官】 総務審議官の竹内芳明でございます。

構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本ワーキンググループに御参加いただき、誠にありがとうございます。

情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会におきまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について御議論いただいております。先日、第一次答申が取りまとめられたところでございます。総務省ではこの一次答申を踏まえて、制度的な対応について、迅速に対応を進めていく予定としてございます。

この答申におきましては、NTTに対する外資規制等の在り方を含めて、電気通信事業における経済安全保障の確保について、さらに検討を深めていくべきとされたところでございます。

これを踏まえまして、本ワーキンググループでは、NTTに対する総量規制や外国人役員規制、また、NTT以外の主要通信事業者に対する、これらの規制の在り方について、構成員の皆様の御知見を賜ればと考えております。

山本主査をはじめ構成員の皆様におかれましては、ぜひとも広範な観点から精力的な御議論を賜り、具体的な対策についてお取りまとめいただくことをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

まず、議題の1つ目の本ワーキンググループの開催要綱（案）についてです。事務局より、説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局の小杉でございます。資料1—1を御覧ください。「経済安全保障ワーキンググループ」開催要綱（案）としております。概要をかいつまんで御説明いたします。

検討事項は、外資規制の在り方、外国人役員規制の在り方、その他必要と考えられる事項としております。

構成員及び運営につきまして、本ワーキンググループの構成員等は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとするとされております。また、主査及び主査代理は、特別委員会主査が指名するとされております。

5番の議事・資料等の扱いについて御説明します。

本ワーキンググループは、原則として公開といたします。ただし、公開することによ

り、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とするとされております。

2 ページ目を御覧ください。「経済安全保障ワーキンググループ」の構成員等になっておりまして、山本主査はじめ、御覧の構成員になっておりますけれども、このワーキンググループの設置は、1月19日に総務省が報道発表をしたところですが、その際から、神保謙慶應義塾大学教授が追加となっております。

本日は、神保先生は御欠席となっております。また、神保先生以外の皆様につきましては、本日は御出席いただいております。

オブザーバについては、内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、東京証券取引所、その他、主要な電気通信事業者5社にオブザーバとして参加していただいております。

資料1-1についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

本ワーキンググループの開催要綱について、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、開催要綱については、この案のとおりとさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

事務局より、本ワーキンググループの検討事項等について説明いただきます。その後、各構成員の皆様からコメントをいただき、意見交換をさせていただければと思います。それでは、事務局から、説明をお願いします。

【事務局（渡部）】 ありがとうございます。事務局、総務省事業政策課の渡部でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、資料1-2に基づきまして、外資等規制による経済安全保障の在り方について御説明をいたします。

資料1 ページ、目次を御覧ください。前半で、電気通信事業分野の外資等規制の概要について御説明しました後、後半で、本ワーキンググループでの検討事項について御説明いたします。

それでは、3 ページまでお進みください。日本の電気通信市場における外資等規制の全体像でございます。

電気通信事業者全般に関するルールを定める電気通信事業法におきましては、累次の

規制緩和を経て外資等規制は全て廃止されておまして、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は一般法である外為法によって規律されております。外為法においては、1%以上の個々の株式取得について、事前届出により個別審査を行う等の規制がされてございます。

N T Tに関しては、外為法に加えまして、N T T法において、外国人等の議決権割合を3分の1未満とする出資規制、いわゆる総量規制と、日本国籍を有しない人は役員になることができない、外国人役員規制が設けられております。

4ページを御覧ください。電気通信分野において、我が国では、外国人等の議決権割合の総量を規制する外資規制につきまして、1994年に国際衛星通信事業者に対する規制を撤廃、1998年にW T O基本電気通信サービスの自由化約束の発効に伴い、旧第一種電気通信事業者に対する規制を撤廃するなど、一貫して自由化を進めてきた経緯がございまして。現在では、W T Oの自由化交渉において留保し、2001年（平成13年）に5分の1から3分の1に緩和されましたN T Tに対する外資規制を残すのみとなっております。

5ページを御覧ください。我が国では、電気通信分野以外にも、放送、電波、航空、貨物の分野の個別法におきまして、外国人等による出資規制や外国人役員規制が設けられているところでございます。

続いて、6ページを御覧ください。諸外国における通信事業に対する外資等規制でございまして。個別法の有無など、国により様々ではございますけれども、例えば、オーストラリアでは、旧国営事業体であるテルストラ社に対して、カナダでは、公衆電気通信事業者に対して、個別法で外資総量規制及び外国人役員規制が設けられてございまして。また、米国では、公衆電気通信業務用無線局等の免許を取得する者に対して、それから、韓国では、電気通信回線設備を設置する基幹通信事業者に対して、個別法で外資総量規制が設けられてございまして。

欧州のイギリス、フランス、ドイツについては、個別法に基づく外資規制や外国人役員規制は存在してございません。

なお、各国とも、日本の外為法におけます対内直接投資の事前審査に相当する規律は存在するところでございます。

続いて、7ページを御覧ください。主な国際約束におけるN T Tに係る外資規制の留保状況でございまして。

GATS、WTO協定のほか、CPTPPなどの各国との投資関連協定におきまして、NTTに対する出資規制と外国人役員規制について留保を設けております。留保していない部分につきましては、我が国として国際的に自由化を約束しておりまして、仮にNTT以外の事業者に対して新たな規制を設け、自由化が後退するということになる場合には、こうした国際約束との関係で影響を受ける関係国との間で難しい国際交渉が必要になると考えられます。また、これらの国際約束では、安全保障例外が認められる場合もございますけれども、その該当の有無はケース・バイ・ケースで、慎重に判断する必要があります。

続いて、8ページを御覧ください。NTT法の基本的枠組みでございます。

NTT法では、ユニバーサルサービスの提供や基盤的技術の研究といった公共的な役割をNTT持株やNTT東西の業務・責務として規定をしております。それら業務・責務を確実に遂行するための担保措置といたしまして、政府による株式保有義務や、事業計画の認可などと並んで、外資等規制が位置づけられているところでございます。

9ページを御覧ください。NTT法の外資等規制の趣旨でございますが、NTTは、電電公社から全国津々浦々の電柱・管路等を承継しております。我が国を代表する基幹的電気通信事業者として担う役割、特に我が国の安全の確保に対する役割を果たす上で、その経営が外国の影響力に対して自主性を確保することが必要であるため、こうした規制が設けられているところでございます。

NTTは、全国津々浦々の1,181万本の電柱や62万キロメートルの管路といった線路敷設基盤を保有しておりますが、このような規模の資産は、電電公社から承継したNTTのみが保有する特別なものであるという指摘もされてございます。

10ページを御覧ください。電電公社が民営化された1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心でありましたが、その後の技術の進展等によりまして、現在では、通信サービスはブロードバンドや携帯電話が中心に、電気通信設備は光ファイバや携帯電話網が中心に変化してございますけれども、そうした中においても、これらの電気通信設備の設置に必要となります線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないところでございます。

11ページを御覧ください。参考でございますが、NTTに対する外資等規制については、過去の情報通信審議会でも審議がされてございます。

NTTに対する外資等規制が現在の形になった直後の2002年（平成14年）の答

申におきましては、電気通信事業法における外資規制を撤廃したことにより、多数の外資企業が参入しつつある状況を踏まえまして、国内外の電気通信事業者の自由な事業展開を最大限確保しつつも、国の安全を損なうおそれのある外国からの直接投資については、それを阻止する最低限の規制は必要であるとの基本的考え方が示されております。

その上で、WTOの合意が発行された今日において、外国資本の内容を問わず一律にその総量を規制する伝統的な外資規制の復活、またはこれに類する規制を新設するような、我が国が国際社会から疑いを持たれるような制度を導入することは選択肢としてはもはや取りえないとしまして、NTTに関しては、外為法に基づく厳正な審査に加えて、WTOの国際約束において留保しておりましたNTT法における外資規制によって適正に規律することで対応可能とされております。

また、NTTの外資規制については、国の安全の確保の観点から、当分の間、これ以上の緩和を行うことは適当ではないと当時はされていたところでございます。

12ページを御覧ください。こちらは冒頭、山本主査からも言及がございましたけれども、一昨年に取りまとめが行われました総務省の情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会でも、NTT法の外資規制について検討が行われております。

本ワーキンググループの主査の山本先生に座長を務めていただきましたけれども、NTT法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えられる。また、NTT法に設けられている外資規制である出資規制及び外国人役員就任規制の枠組みにつきましては、これまで有効に機能してきたと考えられ、昨今の安全保障の動向を鑑みても、引き続き現行の枠組みを維持することが適当との取りまとめをいただいております。

続いて、13ページを御覧ください。外国投資家による株式取得に関する外為法の規律でございます。

外為法では、外国投資家が、指定業種とされております通信事業を営む上場会社の1%以上の株式を取得する場合に、事前届出が必要とされておまして、事業所管大臣及び財務大臣の審査により、国の安全を損なう等のおそれがある場合には、変更・中止の勧告や命令が可能となっております。

なお、※1にありますとおり、外国投資家とは、非居住者である個人等を指し、日本に居住する外国人は規制対象外となっております。

また、※4にございますとおり、株式の取得のほかに、外国投資家自らまたはその関

係者が役員に就任することについて、株主総会において同意する場合も、事前届出の対象となっているところでございます。

14ページを御覧ください。外為法の事前届出の免除制度についてでございます。

外為法では、1%以上の株式を取得する場合には事前届出が必要とされているところでございますが、10%未満の株式取得については、役員に就任しない、事業譲渡等を株主総会に自ら提案しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないといった免除基準の遵守を条件に、事前届出を免除する制度が設けられております。

なお、電気通信事業法において登録が必要となる大規模な回線設備を設置する電気通信事業につきましては、コア業種と指定されておまして、取締役会に自ら参加しない等の上乗せ基準も遵守することが、事前届出免除の条件とされてございます。

続いて、15ページを御覧ください。経済安全保障推進法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要でございます。

一昨年に成立しました経済安全保障推進法では、我が国の外部からのサイバー攻撃や、サプライチェーンの過程で設備に不正機能が埋め込まれる可能性など、基幹インフラ事業者が利用する設備を取り巻くリスクの高まりを踏まえまして、国が一定の基準の下、規制対象とする事業、それから、事業者を指定し、指定された事業者が、重要設備の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、国に事前届出を行いまして、審査を受けるといった制度が設けられたところでございます。対象事業には、電気ガス等と並んで、通信が指定をされてございます。

16ページを御覧ください。通信分野における対象事業者でございますが、固定通信や国際海底ケーブルの回線シェアの高さ、それから5Gの提供、さらにメッセージ交換サービスの利用者数等を踏まえまして、こちらにございますNTTグループ各社、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、LINEヤフーが指定されておまして、これらの事業者による重要設備の導入等が、国の事前審査の対象となるところでございます。

17ページを御覧ください。主要な電気通信事業者の外資比率でございます。

直近ではおおむね20%前後から30%程度の外資比率となっております。この水準は、国内の上場企業の中では高めの水準となっているところでございます。

また、NTT持株の外国人議決権比率でございますが、2015年には30%に達しておりましたが、直近では20%程度というところになってございます。

続きまして、本ワーキンググループでの検討事項でございます。

19ページを御覧ください。総務省では、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方につきまして、昨年8月に情報通信審議会に諮問し、これまで御審議をいただいております。一番下のスケジュールにございますとおり、昨年12月から本年1月までのパブリックコメントを経まして、先週までに第一次答申及び「今後更に検討を深めていくべき事項」についての論点整理を取りまとめていただいております。

「今後更に検討を深めていくべき事項」について、本ワーキンググループを含めて、新たに設けたワーキンググループで検討いただきまして、本年夏頃までに取りまとめをお願いできればと考えてございます。

20ページを御覧ください。これまでの情報通信審議会における検討におきましては、特に通信政策として確保すべき事項として、ユニバーサルサービス、公正競争、国際競争力、経済安全保障の4つの視点から御議論をいただきまして、第一次答申では、国際競争力強化の観点から、「速やかに実施すべき事項」について提言をいただいております。

その内容につきましては、まず、21ページを御覧ください。

第一次答申におきましては、NTTの研究開発の自律性を高めるため、NTT法によってNTTに課されている研究の推進責務及び研究成果の普及責務を撤廃することについて、「速やかに実施すべき事項」として提言をいただきました。

また、本ワーキンググループでの今後の検討事項に関連する項目といたしまして、グローバルな観点での経営により国際展開の強化を図るため、NTTの外国人役員規制について、外国人役員を一切認めない規制から、代表者でないこと、それから、役員の3分の1未満に緩和をするということにつきましても、「速やかに実施すべき事項」として提言をいただいております。

続いて、22ページを御覧ください。その他の事項につきましては、「今後更に検討を深めていくべき事項」として論点を整理いただいております。経済安全保障の確保に関連しました論点11の外資規制、それから、論点12の外国人役員規制が、今後、本ワーキンググループで検討をお願いする内容となります。

23ページを御覧ください。これまでの情報通信審議会における検討で整理をいただきました論点を御説明いたします。

まず、外資規制につきましては、現状と課題は前半で御説明したとおりでございますが、論点といたしまして、まず、NTTに対する個別審査と総量規制がございます。

NTTについて、外為法の個別審査とNTT法の総量規制が相まって外資から保護を

図ってきた、これまでの在り方についてどう考えるかというものでございます。

その際には、外為法とNTT法では目的と手段に差異があり、外為法は、日本に居住する外国人は規制対象外となる一方、NTT法は、全ての外国人が規制対象となること、また、外為法の個別審査は、NTTの外資比率と無関係に不適切な投資を防止できるのに対して、NTT法では、閾値を超える投資はその内容に関係なく防止できること、また、諸外国における状況なども踏まえる必要があるということでございます。

続いて、24ページを御覧ください。外資規制の2つ目の論点といたしまして、NTT以外の主要事業者に対する規制がございます。

先ほどの論点で、NTTについて、個別審査に加えて総量規制も引き続き必要と考える場合に、NTT以外の主要な電気通信事業者に総量規制を課すことについてどのように考えるのか、また、主要事業者の範囲についてどう考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、NTTが電電公社から承継した線路敷設基盤が特別な資産であり、外資から保護することが特に必要との考え方もあること、他方で、NTT以外の事業者について、経済安全保障推進法で指定されているということ、さらに、WTO等の国際約束との関係で、国際交渉や安全保障例外について慎重な判断が必要なことなどを踏まえる必要がございます。

なお、これらの論点については、これまでの情報通信審議会での議論をまとめたものでございますので、特に国際約束との関係につきましては、今後、外務省を含めまして、政府内で関係省庁ともよく相談をしながら整備を進めていく必要があると認識しております。

続いて、25ページを御覧ください。外国人役員規制についての論点でございます。

こちらも現状と課題については前半で御説明したとおりでございますが、論点として、まず、NTTに対する規制がございます。NTTの外国人役員規制は、代表者でないことと、役員の3分の1未満に緩和するというを既に第一次答申で提言いただいておりますけれども、他の代替措置を講ずることの可否を含め、さらなる緩和や撤廃をすることについてどう考えるかというものでございます。

また、2つ目の論点としまして、NTT以外の主要事業者に対する規制がございます。NTT以外の主要な電気通信事業者に外国人役員規制を課すことについて、外資規制の場合と同様に、国際約束との関係等を踏まえまして、どのように考えるか、また、主要事業者の範囲についてどう考えるかというものでございます。

続いて、26ページ、27ページでございますけれども、こちらは開催要綱と重複いたしますけれども、以上御説明しました論点につきまして、こちらにお示した経済安全保障ワーキンググループの体制において御検討をお願いできればと考えてございます。

資料1-2につきましては以上でございます、続けて、資料1-3について御説明を申し上げます。

ただいま御説明した論点整理の取りまとめに当たって実施しました提案募集、パブリックコメントにつきまして、本ワーキンググループで御検討いただく外資規制及び外国人役員規制に関連する部分の概要と結果を御紹介いたします。

1ページを御覧ください。提案募集では、昨年12月28日から本年1月22日まで行いまして、計29件の御意見が提出されております。

3ページまでお進みいただきまして、まず、論点11の外資規制に関して提出された主な意見でございます。

NTTに対する個別審査と総量規制に関しては、ケーブルテレビ連盟やソフトバンクから、NTTが保有する資産の性格に鑑みて、NTTは外資から保護することが特に必要、NTT法による総量規制は今後も継続すべきとの御意見がございました。

また、NTT以外の主要事業者に対する規制に関しましては、NTTからは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法に限らず、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべきとの御意見、他方で、ソフトバンクやKDDIからは、NTT以外への外資規制には反対、NTTの保有する特別な資産の保護は別格で扱われるべきとの御意見がございました。

続いて、4ページを御覧ください。論点12の外国人役員規制に関して提出された主な意見でございます。

NTTに対する規制に関しましては、NTTから、第一次答申における規制緩和の方向性について賛同するとともに、今後の議論は、外資規制の在り方と併せて検討すべきとの御意見、KDDIやソフトバンクからは、更なる緩和や撤廃は慎重な検討が必要、引き続き一定の外国人役員規制が必要との御意見がございました。

また、NTT以外の主要事業者に対する規制に関しては、NTTからは、主要通信事業者全体を対象に検討することが必要、他方で、KDDIやソフトバンクからは、NTTの保護は別格で扱われるべき、NTT以外への外国人役員規制は、NTTに対する規

制の一部緩和方針と逆行するものであり、不適切といった御意見がございました。

以上のような関係者からの御意見も踏まえつつ、今後の御議論をお願いできればと考えているところでございます。

なお、本ワーキンググループの次回の会合では、主要事業者へのヒアリングを行う方向で調整をしておりますので、各事業者の御意見や実態等については、その際に詳細を御確認いただくことも可能かと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、今回は初回の会合でございますので、まず構成員の皆様から五十音順で御挨拶と、ただいま事務局から説明をいただきました内容について、御質問、御意見があればお願いできればと思います。

それでは、相田構成員からお願いいたします。

【相田構成員】 親会にも参加させていただいています相田でございます。

私は技術屋でございますので、持株比率何%まで大丈夫なのかとかいうテクニカルのところについてはよく分からないんですけども、技術屋として、今回、このワーキンググループのメインの課題となっております外資規制、外国人役員規制とはちょっと離れるかもしれませんが、気になっている点を2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

1点目が、線路敷設基盤の件で、事務局さんの資料1-2の10ページ目でございます。この青緑で書いてある部分、電気通信設備については、明示的に勝手に処分してはいけないというような規制がNTTさんに対してかかっているわけですけども、その下のえんじ色の線路敷設基盤に関してはそういうものがないということで、これを勝手に処分されることを守るのが、それこそ外資規制しかないというような状況でございます。

NTTさんは、通信以外の事業もやりたいというようなことをおっしゃっていて、この局舎ですとか、とう道というようなものにそういう設備を置かれてしまうと、他事業者さんがコロケーションするようなスペースがなくなってしまう可能性もあるということで、外資規制とは別にということでしょうか、もう少し明示的にそのところを保護するようなルールというのを考えてもいいのではないかとというのが1点目です。

2点目が、いわゆるサプライチェーンということになるかと思えます。これはどちら

かという経済安全保障推進法のほうで扱うものかと思えますけれども、昨今、半導体不足あるいは銅不足というようなものが問題になっていて、P A S M Oの販売停止ですとか、あるいは、電源ケーブルがなかなか手に入らないというようなことがあるわけですが、N T Tさん以外の通信事業者も含めて、そういう外国からのサプライが止まることによって通信設備の維持ができなくなってしまうというようなことを避けるためにどうしたらいいのかということのを少し考えてもいいのではないかなと思っております。

私からは以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、田島構成員、お願いします。

【田島構成員】 御指名いただきました弁護士の田島正広と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私も昨年、親会のほうで御縁を持たせていただきまして、お話をさせていただいたところでもございましたが、本日のこのテーマに関して、若干申し上げますと、まず1つ目、基本的には御説明いただいたところと同様の論旨になりますが、外為法による規制で、N T T法の規制を代替できるのかということについては、目的も違いますし、規制の仕方も違うため、難しいところがあると考えます。両規制が並立する意義が存在すると考えています。

それから、N T T法における規制の在り方についてですが、既に御指摘いただいているように、N T Tが管路・とう道・電柱等の線路敷設基盤というものを承継した基幹的電気通信事業者であるという点が、重要な意味を持っていると思っております。

電気通信事業者としての部分につきましては、広く自由競争の対象として、自主的に技術革新に取り組んで、その成果は知的財産として保護されるべきという話に当然なってくると思うのですが、一方で、線路敷設基盤という部分に関しては、先ほど相田委員からの御説明にもありましたとおり、やはり経済安全保障の観点からの保護の必要性というものが非常に顕著に存在すると考えています。

この点、この線路敷設基盤の部分のみを、例えば、N T Tから切り離して別会社とするような形、こういうことがもし取れるのであれば、この規制の緩和の方向性の中で両立していくことはあり得ると思われませんが、それは、国際交渉における例外措置の部分を新たに認めさせることを伴うことにもなってくると思います。その実現可能性、ある

いは、それが本当にどのくらいの期間をかけて実現するのか全く不透明であるということにも照らすと、なかなかそういった提案はしづらいのだろうと考えます。

その意味では、現行法制度を生かしながら、NTTにおいて、どのような実際の必要性があり、それをどうすれば生かしていくことができるのかという観点から、漸進的な法改正というのを考えていくのがいいのではないかと考えています。

この点、外資規制としては、株主総会における特別決議を実現し得る3分の2以上の多数を確実に確保するために、外国人投資家については3分の1未満にするという現状の規制は、経済安全保障の観点から非常に説得力があると思っています。

それから、外国人の役員規制については、やはり有為な人材を広く外国人からも登用する必要性はもちろんあり、また、外国投資家による出資を誘引して事業の発展を図り、同時に、その福利を広く国民に還元するためにも、一定割合では緩和するべきと考えます。経済安全保障の観点から会社の支配権を確実に確保するためには、代表権がない平取締役として取締役総数の3分の1未満程度の人数枠にて外国人取締役を容認するというのが、現段階では合理性を持っていると思っています。

ただ、将来的には、制度の安定的な運営を見極めながら、取締役総数の2分の1未満までは、代表権のない形で開放する余地はあり得ると個人的には思っています。

ところで、NTT以外の事業者において、この外資規制、外国人役員規制を導入すべきかという部分に関しては、これらの規制はNTTの特殊性、すなわち基幹的な事業者として線路敷設基盤等を所有するという特殊性からの議論がベースになってのものと理解していますので、その意味で、NTTと平仄をそろえて規制をするというのは、時代に逆行する流れであり、国民的・国家的利益にもかなわないのではないかと考える次第です。

以上が私からの意見になります。どうぞよろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 慶應の手塚でございます。

私も技術のほうから、経済安全保障などを見ているという立場でございまして、まず一つ、今日の御説明の中で、今お二方の先生方が言っていた内容というのは、もう本当にそのとおりだと思っているのですが、6ページのところで、各国の規制方法、こういうものが挙がっているわけです。このときに、一体各国ではどんな課題がまた潜んでき

ているのかというところを、分かる範囲で結構なので、ぜひ調べるなりしていただいて、みんなでその内容を共有するということは、今後、NTT法をどういうふうに持っているのかという点では、非常に資する内容かなと思いますので、ぜひそこは私も勉強させてもらいたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思っています。

そういう中で、経済安全保障という視点では、やはり技術的な視点から言いますと、通信分野というものがいかに大事かというのはもう言わずもがなでございますが、その中で、やはりサプライチェーン、先ほども相田先生のほうからも出ましたが、そのところは非常に重要なポイントかと思っています。

そのグローバルサプライチェーンを考えたときに、各国と当然連携し合うという、ここに挙がっている各国とは相当連携する。ライク・マインデッド・カンTRIESの考え方からして、そうなっていくと思うのですが、そのときに、他国から日本に対して、これでは一緒に組めないと言われてしまうようなことが起きないようにするにはどうするかという点は、非常に大事な視点かと思っています。それと、当然、国内をきちっと安全保障の視点から守るといふところの、そのバランス、これをどのように取るのかというところが最大のポイントかなと思っています。そういう点で、ぜひこの内容については、しっかりと議論させていただいて、あるべき姿を含めて検討していきたいと思っています。

それと、NTT以外の点につきましては、先ほど田島様のほうから御意見が出たとおり、私も、全くNTTと他の者が同等のような規制をするという点は違うのではないかと考えておまして、敷設設備等、ここは非常に重要なポイントかなとっていて、会社、NTTそのものをそういう視点でどのように捉えるのか、これはほかの分野で言えば、電力などでも、配電の部分はどうするかとか、いろいろな検討が他の分野でもされていると思います。そういう点も踏まえて、どうあるべきかというのも検討の一つの対象にしながら、このNTT法の改正というところをどうあるべきかを見ていく必要があるかなと思っています。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 早稲田大学経営管理研究科の根本と申します。

私の専門は、コーポレートガバナンス、それからESG投資です。今、手塚先生もお

っしゃっていたのですけれども、私もバランスというところに非常に興味を持っています。というのも、外資の規制というのが今回テーマですが、多くの外国人投資家というのは、そういう何かを乗っ取ろうとか、経営を左右したいというよりは、本当に純粋投資としてやっている。そしてまた、最近パッシブ投資というのが主流で、一定の時価総額に応じて、かなり広く企業に投資するという形をしていますので、そういう資金の健全な流れとか、あるいは、外資による市場の規律、コーポレートガバナンス強化とか、そういうプラス面もぜひ考えていただきたいなという気はします。それと非常に重要な経済安全保障という問題とどうバランスを取っていくのかというところが問題かと思っています。

今のNTTさんに関する総量規制と外為法での個別審査というのは、私から見ると、比較的目的に沿って有効に機能しているのではないかと思います。一方、事業者さんにとって、こうした規制が、何か現実的に問題が起きているのかというようなことは、もう少し伺ってみたいと思っています。

それから、外国人役員のところなんですけれども、御承知とは思いますが、コーポレートガバナンスコードでも、役員の多様化、性別及び国籍、こういったものを重視して、NTTさんのガバナンス報告書を読むと、そのところは、この規制によって、外国人を含める多様化が難しいということは書かれていることは認識しています。コーポレートガバナンス強化、それによる経営のグローバル化とか、こういったものに、若干今の規制が制約となっているという印象は持っています。では、どのくらいの緩和が望ましいのかというところは、もう少し事業者さん等のお話なども伺って考えたいと思っております。

私からは以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、山内構成員、お願いします。

【山内構成員】 山内でございます。

今日はいろいろ論点の整理ということなんですけれども、今もかなり委員の方から御意見ございましたけれども、資料1-2の22ページ、「今後更に検討を深めていくべき事項」というのを見ると、これは私のほうでやっている特別委員会の親会のほうの全体を見渡した議論なんですけれども、今日、この会は経済安全保障でこれを議論しているわけなんですけれども、これを御覧いただくと、やはりこの問題と他の論点というのは密接に

関係してくるわけですね。安全保障のためにこうだということと、それから、適切な競争のためにこうだということとか、そういうような点も注意しなければいけないのではないかなと思っておりまして、これは全体の親会の主査という立場から、皆さんにお願いをしたいのは、そういった点も考慮に入れて、いろいろ議論していただくのがいいのかなと思っております。

特に私が何かこの方向性を出すということではないと思いますので、一応今の点を指摘して、私からの御挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。慶應義塾の渡井理佳子と申します。

私は行政法が専門で、これまでアメリカの対内直接投資規制の研究をしまいいりました関係で、総量規制に関して3点申し上げます。

まず第1に、総量規制の根拠であるNTT法の6条は、外国人や外国政府などの議決権割合を3分の1未満とすることに加えて、3分の1を上回った場合には名義書換を拒否すると定めておりますので、株主の重要な権利を大きく制約するものとなっております。

これは、やはり電気通信事業が市民生活に不可欠なインフラであり、国の安全に関わることから、外国人等がNTTの経営上の意思決定に一定以上の影響力を及ぼすことの制限を目的とするものであって、この点が規制の保護法益であると理解しております。これは、経済安全保障がクローズアップされる今日でも、引き続き重要な価値であると言えるはずです。そこで、総量規制によって経営の自主性が確保されてきたということは、NTT様からもまたヒアリングで御教示を賜りたく思いますけれども、評価できる面もあったのではないかと拝察申し上げます。

そこで、第2点として、NTTの経営の自主性を確保するための外資規制をいかに設けるかという問題が出てまいります。

総量規制は、3分の1というように、一定の比率を設けて客観的にするものですが、これは公共性の高い産業について、外国の参入に一定の歯止めをかけようとするものです。

これに対して、外資規制のうちの投資規制は、個別の投資計画を審査するものです。外為法は、先ほどの御説明にもありましたとおり、投資家の国籍ではなく、居住要件に

注目した審査となっております。もちろん、外為法によって日本の安全保障を害する投資家を排除することは可能ですが、経営上の観点を踏まえて審査する制度ではないだけに、日本の電気通信事業が適切に確保され続けていくかどうかについて、外為法によって十分に担保できると言い切れるかには、懸念を持っております。

そこで、NTT法の総量規制を外為法の投資規制によって代替することは難しいのではないかと考えます。これは、仮に外為法を強化して、例えば、電気通信事業者に対して事前免除を排除するという策を取ったとしても同じはずです。そして、外為法を強化した場合には、資本移動の自由化の原則をはじめ、国際協定との整合性が問題となるでしょうし、さらには、日本政府の投資をめぐる政策との整合性も問われることになるのではないかと考えております。

最後に、第3点としましては、既に御議論にも出ております海外の法制度との比較の問題がございます。

確かに、今日の資料からは、総量規制は主な規制手法ではないようにも見えます。しかし、例えば、アメリカの外為法に相当する規制は、外為法とは違って国籍にも注目したものですし、投資計画に対して大統領が中止を命じた場合には、司法審査の対象外とするという非常に強いものです。さらに、アメリカの電気通信事業者の免許の付与に関しては、安全保障の見地からの審査体制が整えられたところでございます。

いろいろ思いつきを申し上げましたが、国際情勢を踏まえますと、通信事業の適切な運営の確保のためには、NTT法の総量規制は引き続き重要であると考えております。3分の1という数字を緩和できるかどうかは、会社法との関係も問われてくると考えます。

このほか、もちろん、NTT以外の事業者様について総量規制は必要かどうかという問題もございまして、特別な資産の問題をどのように評価するかということについても、これを機に改めて検討しておかなければならないものと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございました。

本日はまず初回ということで、今御指摘いただいた一つ一つの点についてさらに掘り下げることまではいたしませんけれども、このワーキンググループのミッションとされている論点につきましても、ただいま既に御意見をいただいておりますし、他の論点との関連性にも注意が喚起されましたし、諸外国の状況の分析の必要性にも指摘がござい

ましたし、さらに幅広く関連するテーマも考えていかななくてはいけないのではないかと
いう御意見もございまして、非常に多岐にわたる御意見をいただきましたけれども、次
回以降、さらにそれを詰めていければと思っております。

そして、特に事業者の皆様からいろいろ聞いてみたいことがあるという御意見もござ
いました。これは次回、ヒアリングが行われるものと承知しております。

それから、関連する外為法等の制度の問題がございまして、関係省庁の皆様からも
適宜情報をいただきたいと思っております。

それでは、本日御参加いただいておりますオブザーバの皆様から、もし御発言がござ
いましたら、チャットでお知らせいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、外務省経済局サービス貿易室様からですか、お願いします。

【外務省】 おはようございます。外務省経済局のサービス貿易室長、青竹と申します。
よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

1点だけ、資料1-2の24ページのところで、こちらの資料は審議会の過去の議論
を基にしたと伺っており、内容について外務省に確認いただいたものではないと理解し
ています。WTO等の国際協定上の例外措置として追加的な留保が可能か否かについて
数年を要する可能性のある国際交渉が必要となるという点は間違いではないのですが、
国際交渉に数年かかるだけということではないので、少し補足できればと思います。

国際交渉の必要性は、WTOだけではなくて、他の協定にもあるのですが、WTOの
GATSの場合について述べさせていただくと、仮にNTT以外の事業者に新たな外資
規制を課すことについて追加的な留保を行う場合には、これまで約束していた自由化の
撤回になりまして、これによって影響を受ける他の加盟国は、日本に対して補償的調整
について交渉を求めることができることとなります。補償的調整というのは、金銭的な
ものではなく、日本の他の分野を代わりに自由化することとなります。

そのため、先方の国がどのセクターを求めてくるか分からないのですが、他の加盟国
から何を求められるかにもよりますが、日本が他のセクターを代わりに自由化できるか
どうか、代替的補償を受け入れられるかどうか、その交渉が数年を要することで成立す
るかどうかも現時点では予断できないと考えているところ、補足させていただきます。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思いますので、その点、

注意をしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

KDDI、山本様、お願いします。

【KDDI】 KDDI、山本です。本日はありがとうございます。

外資規制あるいは外国人役員規制というのは非常に重要な論点ですので、丁寧に御議論いただければと思います。

あと、国民生活にとっての安心・安全という観点を幅広にという意味であれば、この論点に加えて、これはその他ということになるのかもしれませんが、例えば、災害時や有事など、国民生活が脅かされるような非常時とか緊急事態における通信役務の確保といった論点も、御議論いただく必要があるのではないかなと思います。こちらは、平時におけるユニバーサルサービスの議論というよりは、やはり非日常とか緊急事態を念頭に置くこととなりますので、経済安全保障の延長線上に位置づけられるのではないかなと思います。この辺り、抜け漏れのない御議論をいただければお願いしたいと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

関連する論点が、非常に多岐にわたっているということについて先ほど来御指摘がございましたけれども、このワーキンググループでまずまとめなくてはいけないことがございますので、テーマについては、ここで議論すること、あるいはもう少し長期的に議論することなど、整理した上で進めてまいりたいと思います。非常に貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただければと思います。

最後に、事務局より、今後の予定につきまして、御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。

次回会合については、先ほど申しましたとおり、ヒアリングを予定しておりますが、日時等については別途御連絡させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上